

6 微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策の推進

提出先 国土交通省、環境省

【提案項目】

- 1 ガソリンベーパー対策の推進
- 2 旧式ディーゼル車の使用禁止など対策強化
- 3 常時監視の精度向上と国民への注意喚起の的確な実施
- 4 粒子状物質の環境基準の一本化

【提案内容】

項目1 ガソリンベーパーはPM_{2.5}の発生原因の一つであることから、排出抑制対策として、米国の規制に対応し輸出車では装着されている回収装置を、国内車でも装着するよう早期義務付けを行うこと。

項目2 PM_{2.5}の低減対策を推進するため、旧式ディーゼル車の使用を禁止するとともに、新車への転換に係る支援措置を講じること。

項目3 PM_{2.5}の濃度が高くなる場合に備えた注意喚起など情報発信を的確に行うため、常時監視測定機の1時間値の精度を向上させるとともに、高齢者等感受性の高い者へのきめ細かな対応を「注意喚起のための暫定的な指針」に定めること。

また、PM_{2.5}の発生原因は多岐にわたり広域的に高い濃度となることから、国が精度の高い予報を実施し、注意喚起を行うこと。

項目4 粒子状物質には、浮遊粒子状物質（SPM）とPM_{2.5}の2つの環境基準が定められているが、より重点的・効率的に進められるようPM_{2.5}に一本化すること。

【提案理由】

PM_{2.5}の平成25年度の本県の環境基準の達成率は2.9%と低く、その低減対策は喫緊の課題となっている。その原因物質のひとつであるガソリンベーパー排出抑制対策については、平成14年の中央環境審議会の答申後、具体的な動きはなかったが、平成27年3月の同審議会微小粒子状物質等専門委員会で中間取りまとめが示されたところであり、早急に対策を具体化する必要がある。既に米国輸出車に装着され、ガソリンベーパーを給油時、走行時、駐車時のあらゆる場面で回収できる装置を装着した車（ORVR車）の普及が効果的であることから、国内でもORVR車を義務付けるべきである。

また、PM_{2.5}は広域に移流するものであるため、その対策として粒子状物質の排出量が極めて多い旧式ディーゼル車（平成8年以前に初度登録）の使用を禁止することも急務である。

PM_{2.5}濃度を的確に情報発信するため、国は精度に課題があるとされている測定機の1時間値について、測定機の改良やメーカーへの技術支援を行い、測定精度の向上を図る必要がある。

また、高齢者等感受性の高い者への丁寧な対応をするため、「注意喚起のための暫定的な指針」における指針値を高齢者など対象に応じて細分化するなど充実を図る必要がある。

PM_{2.5}はS PMに含まれ、PM_{2.5}対策はS PM対策となることから、粒子状物質の環境基準を、達成率が低いPM_{2.5}に一本化し、常時監視体制の合理化を図る必要がある。

【本県での取組状況等】

大気汚染防止法の政令で定める市とともに常時監視測定局の整備を進め、ホームページで測定結果を公開し、国の指針に基づき高濃度予報を行っている。

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、平成15年10月から、粒子状物質の排出基準を満たさない旧式ディーゼル車の県内運行を禁止している。

また、同条例に基づき、容量30kL以上の貯蔵施設を伴う給油施設について通気管にベーパーリターン設備を設けることを義務付けている。（昭和53年9月から義務化）

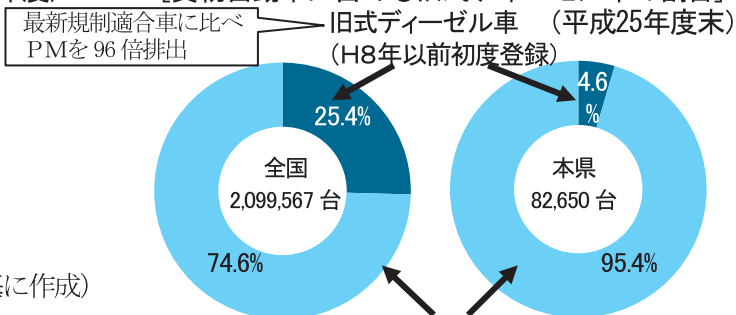
平成26年秋の九都県市首脳会議等で本県から、自動車からのガソリンベーパー排出抑制対策として、ORVR車の早期義務付けを提案し合意され、国に対し要請を行った。

【PM_{2.5}の環境基準達成率】（平成25年度）

区分	測定局数	達成局数	達成率 (%)
一般環境測定局	20 (492)	0 (79)	0.0 (16.1)
自動車排出ガス測定局	14 (181)	1 (24)	7.1 (13.3)
合計	34 (673)	1 (103)	2.9 (15.3)

※（）内は全国状況（環境省資料を基に作成）

【貨物自動車に占める旧式ディーゼル車の割合】



最新規制適合車に比べPMを96倍排出

旧式ディーゼル車（平成25年度末）（H8年以前初度登録）

全国 2,099,567 台

本県 82,650 台

25.4%

74.6%

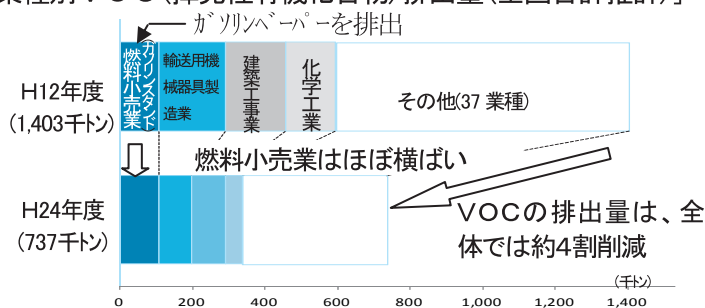
4.6%

95.4%

条例規制適合車（H9年以降初度登録）

※一般財団法人自動車検査登録情報協会の統計情報を基に県が集計

【業種別VOC（揮発性有機化合物）排出量（全国合計推計）】



※環境省資料を基に作成

【国内外のガソリンベーパー規制状況】

区分	日本	米国	欧州
荷卸時	△ (一部)	△ (一部)	○ (一部)
給油時 (SS側)	×	△⇒×	×⇒○
給油時等 (車側)	×	○	×
	(未規制)	(廃止)	(規制)
	(未規制)	(規制)	(未規制)

（神奈川県担当課：環境農政局大気水質課）